

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年8月25日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

（計100点）

類似業務経験の分野	海図作成に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る、生後9か月以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。なお黄熱に感染する危険のある国ではないので、黄熱の予防接種は推奨されていません。

6. 業務の背景

マダガスカルは、鉱物・石油資源や水産資源に恵まれ、特にニッケルは、同国が日本にとって最大の輸入相手国。近年では、石油・天然ガスの埋蔵が報告される等、日本の資源戦略上、重要な国の一つである。また、同国はアジア・アフリカとの間の主要な海洋航路上にあり、戦略的要衝に位置するため、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要な役割を担う。この観点から、同国において、平和と安定が確保され、経済が発展し、貧困が削減されることは、西インド洋地域全体の平和と繁栄にとっても重要であり、「対マダガスカル共和国国別開発協力方針（2021年5月）」において我が国は、同国の経済開発と社会開発のバランスの取れた持続的発展を後押しする協力を行っていくとしている。

マダガスカル国内には17の港湾があるが、トアマシナ港は国際貨物の9割を取り扱う。また、同港利用による関税収入はマダガスカルの歳入の40%に及ぶ重要な財源である。同港が海運のハブとして機能出来るか否かは、同国の経済発展に大きな影響を持つことから、円借款でのハード面整備に加え、ソフト面の能力強化を行い、利用促進に努めることが重要であり、ソフト面でカギを握るのが電子海図である。電子海図整備により、航行安全性向上、効率的航路設定を行うことが出来、同港の利便性及び安全性に寄与する。

同国ではインフラ省測量水路局（FTM）が公的には海図の作成・維持管理を所掌しているが、実態としてFTMは海図作成等に係る能力が不足している。

今般マダガスカル政府は、同国海域における航行安全とそれに伴う同国港湾

使用に際して国際的信用を確保することを目的とした、水路測量及び電子海図作成・頒布能力強化に係る協力を我が国に要請した。

本業務では、マダガスカル政府からの協力要請の背景、内容を確認し、FTM 含む先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行うことを目的とする。特に「海図作成計画」団員は、本業務において、トアマシナ港における電子海図作成・更新のための方針・課題の検討、測量・収集データ分析・製図等に係る具体的活動内容の検討、専門家・機材等必要な投入の検討を担う。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年9月上旬～2023年9月中旬）
 - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、マダガスカル側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 案、PO(Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
 - ③ 対処方針会議等に参加する。

- (2) 現地業務期間（2023年9月下旬～2023年10月中旬）
 - ① JICA マダガスカル事務所等との打合せに参加する。
 - ② マダガスカル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。

- (c) 関連各組織の部署別人数、各人の業務経験等について情報収集する。
- (d) 電子版を含む海図作成・維持管理の分野における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
- イ) トアマシナ港の電子海図作成・更新に係る計画・将来方針について、文献およびヒアリングを行い、現状分析する。
- ウ) 既存トアマシナ港電子海図及び関連データの収集と分析を通じて、現状のデータ等の有無・内容を把握する。
- エ) 電子海図作成・更新に必要な機材の有無及び維持管理状態の現状を確認する。機材はFTMの所持有無と使用可否を確認し、同時にその他マダガスカル側関連機関（主にSPAT）の所持有無と使用可否を確認する。なお、主な必要機材はGPS、トータルステーション、測深器、動揺センサー、データ収録・解析・編集・作図ソフトウェア、プリンター、験潮器、調査用船舶、基準点、電源を想定するが、他にも適宜確認するものとする。
- オ) 現地再委託請負可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- カ) 海上作業にかかる許認可の必要性及び手続きの把握。
- キ) 海図作成対象海域の現況（海上交通、漁業活動、航路、泊地、錨地、荒天時の避泊地、実施中の海上作業及び計画、航泊禁止区域、測量船の係留施設等）を把握。
- ク) 海図作成対象海域の海象及び気象を把握。
- ④ 本体事業での電子海図作成・更新に係る活動についての計画を検討する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ③キ)の結果に基づき、電子海図の策定対象範囲を検討する。
 - イ) ③の結果にもとづき、本体事業における電子海図作成・更新のための具体的な作業内容及びスケジュールを検討する。
 - ウ) ④イ)を実施するために必要な投入を検討する。検討対象となる事項は主に以下の通り；
 - (a) 日本側専門家の担当分野
 - (b) 日本側専門家の現地渡航回数・現地/国内業務期間
 - (c) 必要な供与・貸与機材（品目・調達可否・金額等）
 - エ) ④ウ)に基づき、想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制(関

連する組織、分野別能力・人数)の案を提案する。

- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) マダガスカル側からの意見について、電子海図作成・更新の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA マダガスカル事務所等に報告する。

(2) 帰国後整理期間 (2023 年 10 月中旬～2023 年 10 月下旬)

- ① 担当分野に係る事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 担当分野に係る PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を取りまとめる。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文 3 部)

2023 年 10 月 31 日 (火) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)の「X. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄パリ⇄アンタナナリボを標準とします。なお、日本⇄アディスアベバ⇄アンタナナリボ、日本⇄香港⇄アディスアベバ⇄アンタナナリボ、日本⇄バンコク⇄ナイロビ⇄アンタナナリボも可とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 24 日～10 月 13 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 海図作成計画 (本コンサルタント)

エ) 海図頒布・人材育成計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)

オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA マダガスカル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「マダガスカル国 トアマシナ港拡張計画準備調査最終報告書(要約編和文)」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000250652>

- ・「マダガスカル国 トアマシナ港拡張計画事前調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000247059>

- ① 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。

また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上